

1 令和5年度市町村職員研修方針等

(1) 研修方針

令和5年度においては、「自治研修センター研修基本方針」のもと、下記の事項を重点に、変化する社会経済情勢に対応し、自立的で持続可能な自治体運営に求められる資質や能力を備えた人材の育成を図ることとし、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間は、令和4年度と同様に、下記の「研修実施の方法等」により、原則、日帰り通所で研修を実施する。

また、多発する台風などの自然災害や新型コロナウイルスの感染状況を踏まえると、研修中止なども想定されることから、日程を柔軟に対応できるよう、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しがつくまでの当分の間、年間計画にいくらかの余裕を設けることとする。

(重点事項)

- ① 公務員への信頼の確保が、住民の協力を引き出しながら行政を円滑に進めていくために不可欠であることを認識し、公務員としての高い倫理観と責任感を備え持つ職員を育成する。
- ② 新たな行政課題にも対応した幅広い専門的知識や技能を習得させるとともに、職務遂行に必要とされる基本的態度及び判断力、問題解決能力を養成する。
- ③ 社会情勢の変化や多様化する住民ニーズに対応した施策を効果的かつ効率的に展開していくため、政策形成能力、政策執行能力などの向上を図る。
また、住民協働などの視点からの政策形成能力も引き続き育成する。
- ④ 厳しい財政状況の中でコスト意識を持ちながら、住民ニーズに応えた行政を積極的に推進していくため、行政の担い手としての意識改革と経営感覚の醸成を図る。

(研修実施の方法等)

令和4年度に引き続き「新しい生活様式」を取り入れた研修とする。

- ① 原則、日帰り通所とする。ただし、通所が困難な離島や遠方の市町村からの研修生に限り1部屋1人としての宿泊を認める。
- ② 研修生から「行動履歴及び体調に関する申告書」を提出させる。
- ③ 毎日、研修開始前に検温する。

- ④ 研修センター内では、原則、研修生、講師及び職員等は、マスク等を着用する。
- ⑤ 3つの密が回避できない場合など、受講者数を制限する場合がある。
- ⑥ 教室の座席は原則、長机1人掛けとし、研修生の間隔を空ける。
- ⑦ 食堂の利用は、3密を避けるため研修組別などにより食事時間をずらす。
など

(2) 研修体系

研修は、「一般研修（階層別研修）」、「特別研修」、「市町村研修支援事業」の3つの体系により実施する。

① 一般研修（階層別研修）

一般研修では、各階層の職員に必要とされる能力に的を絞った研修科目を設定する。

また、研修効果を高めるため、同じ年代や同じ職階級の職員が一緒に学ぶことで新たな気づきや刺激を得られるよう研修科目に演習形式などを引き続き取り入れて行う。

② 特別研修

特別研修では、自ら進んで能力開発が行えるように多種多様な研修講座を企画し、選択の幅を広げて参加しやすくすることで職員の資質向上や能力開発に努める。

③ 市町村研修支援事業

ア 人権啓発研修支援事業

市町村が、職員を対象とした人権啓発研修を計画的に実施できるよう講師派遣旅費を全額負担する。

イ 窓口サービスステップアップ研修支援事業

市町村が職場単位で改善策を検討し実践する「窓口サービスステップアップ研修」の実施を推進し、もって県内市町村職員の接遇能力や管理監督者の指導能力の向上、さらには職場研修による能力育成の風土の醸成を図るため、当該研修に係る講師費用（報償費及び旅費）の一部を助成する。

2 前年度からの主な変更点

(1) 一般研修

① 定年延長の導入に伴う講座名の変更について

地方公務員法等の一部改正に伴い、定年延長が導入されることから、「新規再任用予定職員研修」の講座名を「定年延長予定職員等研修」に改めるとともに、研修内容の一部見直しを行う。

(2) 市町村研修支援事業

① 離島地区における研修（試験実施）

研修に参加する機会が少なくなりがちな離島の地域性を考慮し、研修機会の均等化を図るため、離島（大島本島除く）での研修に対する助成事業について検討する。

令和5年度は徳之島地区で、集合形式によるリモート研修を行い、運営方法等の課題把握に努め、実施の可能性について検証する。